

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	福島 寛之
所属又は職業等	五色町漁業協同組合

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・トラフグの漁獲量は減少が続き、現状の漁獲圧も望ましい水準よりも高い。しかし、将来の予測は数年後から徐々に加入が好転する仮定のもとで行なわれている。現状の漁獲圧のままでも数年後から、増加に転じるとの予測であるが、資源が減少し続けるのではないかと疑問があり丁寧な説明をお願いしたい。
- ・他魚種と比べても資源状況が良くない中で、厳しい管理が前提にならないか懸念している。その場合、漁業者は取り組んでも結果がでない目標、シナリオは選択できない。信頼に足る予測を示して欲しい。
- ・この系群は非常に広域に回遊分布することとで、積極的に漁獲する地域以外も関係してくる。本県もこの資源の回遊の端に位置し、県全域で積極的に利用しているとは言いがたい。産卵に寄与するのか等、各海域で漁獲による影響に違いがあるのか等は自主的な管理を考えるうえでも重要であり、説明いただきたい。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

(特記事項なし。)

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・他魚種と比べても資源状況が良くない中で、厳しい管理が前提にならないか懸念している。その場合、漁業者は取り組んでも結果がでない目標、シナリオは選択できない。信頼に足る予測を示して欲しい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

(2) ②のとおり

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・底びき網等の混獲が生じるが、目的としていない魚種で規制がかかることに対し懸念がある。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

・トラフグだけを想定したものではないが、各漁業の休漁（週休2日など）は、寄与していると考えられる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

(特記事項なし。)

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

・全体意見に記載のとおり。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(特記事項なし。)

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	大枝 周二
所属又は職業等	山口県漁業協同組合 越ヶ浜支店 副運営委員長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

トラフグの資源管理については、従来から、水産庁を交えて様々な議論を経て、関係者が協議した上で、休漁期間の設定、体長制限等の取組を行っているところ。

科学的な根拠に基づき効率的に資源を増やす方法として TAC 制度の導入にあたっては、まずは、従前の資源管理の取組等により資源回復に至らなかった理由の総括と従前の手法よりも TAC 制度が優れている点について漁業者に対して説明するべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

漁獲シナリオに基づき数量管理を実施し、仮にトラフグ資源が回復しても、資源回復に至るまでにトラフグを漁獲する漁業者、トラフグマーケットが縮小すれば、資源回復後におけるトラフグ漁業の発展は困難となると思料。このため、漁獲シナリオの決定にあたっては、当該系群を対象とする漁業を持続的に維持できるかどうかの観点の議論も併せて実施する必要。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

厳しい数量管理を行うにあたっては、当該系群を対象とする漁業を維持するために必要となる支援策の検討が必要。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

天然由来の加入が非常に厳しい状況であり、これが資源回復を妨げている要因の一つであることから、低加入状態となっている要因整理や低加入の改善に関する議論を今後行っていく必要。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

--

2. 意見表明の申出者

氏	名	
所属又は職業等		

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

--

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	松尾 克樹
所属又は職業等	鐘崎本所フグはえ縄船団顧問

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・これまで、当県、ふぐ延縄漁業者は、ふぐの持続的な利用を目的に、資源管理に重点的に取り組んできました。
- ・ふぐ延縄漁業は操業範囲が広く、複数県の漁業者が入り交じって操業することから、資源の保護や操業方法等の調整のために、関係県の漁業者によって昭和 63 年、4 県漁労長会議（西日本延縄漁業連合協議会）が組織されました。私たち福岡県の漁業者も福岡県ふぐ延縄連絡協議会（以下「福岡協議会」）として参加し、様々な取り組みに尽力してきました。
- ・積極的に資源管理に取り組む中で、漁獲量が減少し続けていることに危機感を持ち、国が推進する資源回復計画制度に手を上げ、平成 17 年に「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画」を策定し、今日に至るまで、様々な取り組みを行っているところです。
- ・具体的には、小型魚の再放流、操業日数の制限、資源管理に関する意識の共有や更なる管理方策の検討を図り、より効果的な資源管理手法を率先して実行してきました。また、県の枠組みを超えた関係県で広域連携した種苗放流を積極的に実施してきました。
- ・長年にわたり、関係県と協調した積極的な資源管理を行ってきましたが、依然として、漁獲量は回復の兆しが見られず、今回の資源状態が良くない段階にあるという評価結果は、漁業者の現場感覚と大きく乖離するものではないと受け止めています。
- ・一方で、近年、水温上昇による資源への影響、分布域の拡大が示唆されています。また、再生産成功率の低下も原因が不明なままです。今後も継続してデータを収集し、評価の精度向上に努めていただけるようお願いしたいです。
- ・今後も、持続的にトラフグを利用していくためには、直ぐにでも新たな有効な管理を実施すべきと考えますが、これ以上の規制がかかれば漁家経営に大きな影響を及ぼすこととなります。資源管理を続けるためには思い切った支援策が必要と感じます。これまでの資源管理への取組実績も考慮に入れていただき、支援の検討をお願いします。
- ・また、資源回復計画を実行する際、自治体の予算措置が難しく、踏み込んだ管理には至りませんでした。自主的にできる精一杯の取り組みを実施してきました。今回、資源管理を実効性あるものとするため、漁業者が利用しや

すい支援策を検討いただくようお願いします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・我々が操業する外海域のトラフグは出荷する魚市場が限られているため、他魚種に比べると比較的漁獲報告を収集しやすい環境にあります。直接販売といった漁協や市場を通らない販売形態もあり、それらを正確かつ迅速に把握する報告体制の整備が必要です。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・今回示されている評価結果は、漁獲の状況と照らし合わせて受け入れられる内容ですが、精度向上の余地はまだあると考えます。
- ・気候変動や海水温の上昇により系群の分布域が北上している可能性もあると言われています。実際の分布域と資源評価の調査範囲が一致していないのではないのでしょうか。正確な資源実態を早急に把握する必要があります。
- ・本系群のトラフグ分布域は東海・黄海まで広がっていますが、当該海域の漁獲データは把握されておらず、漁獲実態がわかりません。日本沿岸に回遊して漁獲されたデータのみでの資源評価には疑問が残ります。
- ・再生産成功率が低下しているものの、その原因はまだ分かっていません。この原因を究明し対策をとらない限り、資源の回復にはつながらないと考えます。
- ・しかしながら、資源の状態は良くないことから、資源管理目標を設定し、TAC管理をしていく中で、資源評価結果の精度向上を図る必要があると考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・今回、提出されたMSYを基準にした10年後の目標管理基準値では令和6年の漁獲量は半分以下となり、とても生活ができる水準ではありません。漁業の現状や経済面を考慮し、漁業者の生活ができるよう配慮が必要と考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・現在示されている漁獲シナリオでは、令和6年の漁獲量を現行の半分以下に抑えることとなっています。これでは漁家経営は到底成り立たないので、減収分を他魚種の漁獲で補うことも考えられますが、トラフグ資源回復のために他魚種の乱獲や漁場競合にもつながりかねません。他魚種もTAC管理への検討が進められており、どの漁業種類も先行きが見えない中、後継者を育てられず沿岸漁業が危機的な状況に陥る可能性は大きいと考えます。
- ・水産庁は、漁獲制限による減収には漁獲共済で対応するよう説明していますが、5中3平均漁獲金額を基準としているため、受け取れる共済金は年々減少しています。その上で、TAC管理を実施すれば、さらに漁獲金額は減ることから経済支援として機能しません。また、漁獲共済は魚種に限らず年間の総漁獲金額で計算されていますが、より強度の資源管理を行う場合は支援を拡充するなど、柔軟な支援策の検討をお願いします。

- ・天然トラフグの漁獲量が制限されれば、需要が養殖トラフグに置き換わる懸念があります。有名料理店でも天然と養殖を区別して提供する店は一握りで、天然が少なくなってもそれによる希少価値は見いだされず、養殖にマーケットが置き換わってしまう可能性があります。
- ・資源が回復した先に後継者がいなくなっていたり、販路が無くなったりすると、何のために管理したのか分からなくなってしまう。経営支援策の検討にあたっては、このような課題を踏まえて検討をお願いします。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

○ふぐ延縄漁業における現状の取り組み

（１）小型魚の再放流

- ・４県漁労長会議では平成１７年以前から、全長１５ｃｍ以下のトラフグの再放流を行っています。また、資源回復計画が策定された平成１７年度からは全長２５ｃｍ以下のトラフグを再放流しています。
- ・平成１７年度からは資源回復計画に則り、全長２５ｃｍ以下に再放流サイズを引き上げたものの、十分な資源の回復が見られないため、平成２４年度には福岡協議会独自の取り組みとして、再放流サイズを全長３０ｃｍ以下に引き上げています。さらに、平成２６年度以降は、１～３月に、全長３５ｃｍ以下のトラフグの再放流を実施し、より積極的な資源管理に取り組んでいます。
- ・これらの取り組みを受けて、平成２９年５月以降の九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針では、再放流サイズがこれまでの２５ｃｍ以下から３０ｃｍ以下に引き上げられています。

（２）操業日数の制限

- ・我々福岡県の延縄漁業者が主に利用するＢ海区では、浮縄は日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により３/２１から１１/３０までの禁漁。底縄は同じく委員会指示により４/１から８/３１までの禁漁期が定められていますが、自主的な規制によりさらに期間を延長し、３/２１から９/１９までの禁漁としています。
- ・また、出漁１回当たりの操業日数にも、最長４日間の制限を作り操業日数が増加しないように努めています。

（３）資源管理効果を高める種苗放流の実施

- ・福岡協議会では、トラフグ資源の維持・回復をはかるため、設立当初より４０年以上にわたり種苗放流を行っています。関係市町村及び福岡県と共同で毎年３０万尾以上のトラフグ種苗を放流しています。
- ・放流効果を高めるため、７０ｍｍの大型種苗の適地放流を行っています。
- ・資源管理や放流の効果を把握するため、県のトラフグ測定に協力し、さらに操業日誌を記帳するなど、積極的な情報の収集と提供に努めています。

（４）再生産に関する調査の実施

- ・国の研究機関が実施するトラフグ親魚標識再放流調査にも積極的に参加し、トラフグの産卵回遊の解明に協力しています。

○その他の漁業種における現状の取り組み

- ・トラフグの主漁場でない関門地区や有明海区においても、漁業者による自主

的な資源管理の取り組みを行っています。

(1) 関門地区

- ・釣り漁業においては、北九州地区釣漁業協議会の自主的な取り組みとして、漁期を46日間とする漁期制限、「天草釣り」漁具の禁止、1隻の釣人数を3名までとする乗員制限を定めています。また、産卵親魚保護のため雌魚の買い取り再放流を行っています。
- ・刺し網では、自主規制により5/1から3/31までを禁漁期間としています。
- ・小型底曳き網では、自主規制により4/16から5/30までの間は雌魚を再放流しています。

(2) 有明地区

- ・釣り漁業で、7/1から8/31までの禁漁期を自主的に定めています。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

○福岡県トラフグ漁業者

- ・ふぐ延縄漁業者（浮縄、底縄）
- ・釣り漁業者
- ・小型底曳き網漁業者
- ・定置網漁業者 他

○市場関係者、流通業者 等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・TAC管理を実施していく中で、様々な課題が生じると考えています。
- ・たとえば、当県では浮延縄を操業する際は漁場を占有することがないように、船団で一斉出漁・一斉帰港といった一斉操業を行っています。他にも、操業位置をくじ引きで決め、船団内で不公平感がないようにするなど、漁場利用について長年にわたり熟考され、今の形となっています。
- ・今回、TAC管理に移行すれば、漁獲量制限に伴い、漁業者は少しでも高く売る必要が出てきます。そうすると今までの取り組みは通用しなくなり、漁業調整問題に発展する可能性があります。日本EEZ内での日韓のはえ縄同士の操業調整の為の場として日韓のはえ縄漁業者当事者間協議がありますが、一斉操業が出来なくなればこの協議への影響も予想され、我々が主漁場とする日本EEZ内での外国漁船との漁場紛争が多発することが予想されます。
- ・また、前述しているように、過去に国の用意した支援策が活用できなかった歴史もあり、支援策については十分な議論が必要だと考えています。
- ・TAC管理になった後に出てくる課題を事前に各浜から出し合い、ステークホルダー会合では、これらの問題について前向きに検討できるようにして頂きたいと思います。
- ・他の魚種であったようにステップアップに乗って、具体的な話は走りながらという安易な考えではTAC管理に移行することはできません。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・漁業者、遊漁者、レジャー船、日本EEZ内で操業する外国漁船

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・漁獲規制となった場合、漁協経営、関連産業にも影響が出てきます。漁協経営や地域経済の持続性についてはどのように検討しているかお聞かせ下さい。
- ・資源の維持・回復のために行ってきた種苗放流は今後も継続したい気持ちはありますが、水揚げの減少により放流費用が負担になってきています。今後トラフグが TAC 管理下におかれ、さらに減収となることを考えると、種苗放流に対する経済的な支援は必須であると考えます。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

トラフグ（日本海・東シナ海・瀬戸内海系群）

2. 参考人

氏 名	嶋野 勝路
所属又は職業等	香川県漁業協同組合連合会 代表理事長

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・ 漁獲可能量管理を導入するに当たっては、現場の漁業者の理解を得て進められたい。
- ・ 現状の評価結果では漁獲量を大幅に抑える必要があり、休漁や放流の補償等検討する必要がある。
- ・ 本県では主に混獲によって漁獲され、漁獲制限がかかる場合は操業に支障がでる。
- ・ また、混獲によって漁獲される魚種には数量管理にはなじまないと考える。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・ 他県の漁業者が本県知事による許可に基づき本県海域で操業する場合、電子的な報告体制の整備状況によっては、県間で報告義務の履行に差が生じる恐れがあると考ええる。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・ 加入量の推定方法、資源量及び親魚量の関係性、再生産関係式や資源評価の妥当性、放流の効果や必要性について明記する必要があると考える。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・ これまでの資源の動向や環境要因も踏まえた上で、漁獲シナリオを採択する必要がある。
- ・ 漁業者の自主的取組（禁漁期の設定、漁獲サイズの制限）を考慮した漁獲シナリオも検討する必要があると考える。
- ・ 複数の漁獲シナリオを図示した上で、漁業者に説明すべきである。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ 瀬戸内海では入会が多く、共通の資源を利用するに当たって、隣県との管理方法の差異は問題となると考える。
- ・ 数量管理が導入された場合は大幅に漁獲量が削減されることから、数量管理の導入にあたっては、同時に経済的支援も検討していただきたい。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

現在、休漁日や休漁期間の設定、小型魚の保護等に漁業者が自主的に取り組んでおり、自主的な取組の効果を示す必要があると考える。、従来に加えて新たな資源管理措置に取り組むことは経営面の観点からも困難であるとする。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

トラフグを多く漁獲する込網漁業、底びき網漁業に従事する漁業者の意見を重点的に聴く必要があるとする。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 混獲魚種の取扱い、漁獲可能量管理を導入することのメリット、経営面での支援策を提示する必要があるとする。
- ・ どの程度の漁業者の理解を得て検討を進めるのか、具体的な対応の基準についても説明する必要があるとする。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

本県においては混獲で漁獲される魚種であり、数量管理にはなじまない。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・ 資源管理の用語やそれぞれの用語の関連性の説明について、漁業者に対して、丁寧に行っていただきたい。漁業者の理解が得られるまで、複数回、ステークホルダー会合を実施していただきたい。
- ・ 漁獲可能量管理の導入については、遊漁の取扱いが定まらない限り、漁業者側だけで検討を進めることはできないとする。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	松尾 克樹
所属又は職業等	鐘崎本所フグはえ縄船団顧問

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・これまで、当県、ふぐ延縄漁業者は、ふぐの持続的な利用を目的に、資源管理に重点的に取り組んできました。
- ・ふぐ延縄漁業は操業範囲が広く、複数県の漁業者が入り交じって操業することから、資源の保護や操業方法等の調整のために、関係県の漁業者によって昭和 63 年、4 県漁労長会議（西日本延縄漁業連合協議会）が組織されました。私たち福岡県の漁業者も福岡県ふぐ延縄連絡協議会（以下「福岡協議会」）として参加し、様々な取り組みに尽力してきました。
- ・積極的に資源管理に取り組む中で、漁獲量が減少し続けていることに危機感を持ち、国が推進する資源回復計画制度に手を上げ、平成 17 年に「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画」を策定し、今日に至るまで、様々な取り組みを行っているところです。
- ・具体的には、小型魚の再放流、操業日数の制限、資源管理に関する意識の共有や更なる管理方策の検討を図り、より効果的な資源管理手法を率先して実行してきました。また、県の枠組みを超えた関係県で広域連携した種苗放流を積極的に実施してきました。
- ・長年にわたり、関係県と協調した積極的な資源管理を行ってきましたが、依然として、漁獲量は回復の兆しが見られず、今回の資源状態が良くない段階にあるという評価結果は、漁業者の現場感覚と大きく乖離するものではないと受け止めています。
- ・一方で、近年、水温上昇による資源への影響、分布域の拡大が示唆されています。また、再生産成功率の低下も原因が不明なままです。今後も継続してデータを収集し、評価の精度向上に努めていただけるようお願いしたいです。
- ・今後も、持続的にトラフグを利用していくためには、直ぐにでも新たな有効な管理を実施すべきと考えますが、これ以上の規制がかかれば漁家経営に大きな影響を及ぼすことになります。資源管理を続けるためには思い切った支援策が必要と感じます。これまでの資源管理への取組実績も考慮に入れていただき、支援の検討をお願いします。
- ・また、資源回復計画を実行する際、自治体の予算措置が難しく、踏み込んだ管理には至りませんでした。自主的にできる精一杯の取り組みを実施してきました。今回、資源管理を実効性あるものとするため、漁業者が利用しや

すい支援策を検討いただくようお願いします。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・我々が操業する外海域のトラフグは出荷する魚市場が限られているため、他魚種に比べると比較的漁獲報告を収集しやすい環境にありますが、直接販売といった漁協や市場を通らない販売形態もあり、それらを正確かつ迅速に把握する報告体制の整備が必要です。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・今回示されている評価結果は、漁獲の状況と照らし合わせて受け入れられる内容ですが、精度向上の余地はまだあると考えます。
- ・気候変動や海水温の上昇により系群の分布域が北上している可能性もあると言われています。実際の分布域と資源評価の調査範囲が一致していないのではないのでしょうか。正確な資源実態を早急に把握する必要があります。
- ・本系群のトラフグ分布域は東海黄海まで広がっていますが、当該海域の漁獲データは把握されておらず、漁獲実態がわかりません。日本沿岸に回遊して漁獲されたデータのみでの資源評価には疑問が残ります。
- ・再生産成功率が低下しているものの、その原因はまだ分かっていません。この原因を究明し対策をとらない限り、資源の回復にはつながらないと考えます。
- ・しかしながら、資源の状態は良くないことから、資源管理目標を設定し、TAC管理をしていく中で、資源評価結果の精度向上を図る必要があると考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・今回、提出された MSY を基準にした 10 年後の目標管理基準値では令和 6 年の漁獲量は半分以下となり、とても生活ができる水準ではありません。漁業の現状や経済面を考慮し、漁業者の生活ができるよう配慮が必要と考えます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・現在示されている漁獲シナリオでは、令和 6 年の漁獲量を現行の半分以下に抑えることとなっています。これでは漁家経営は到底成り立たないので、減収分を他魚種の漁獲で補うことも考えられますが、トラフグ資源回復のために他魚種の乱獲や漁場競合にもつながりかねません。他魚種も TAC 管理への検討が進められており、どの漁業種類も先行きが見えない中、後継者を育てられず沿岸漁業が危機的な状況に陥る可能性は大きいと考えます。
- ・水産庁は、漁獲制限による減収には漁獲共済で対応するよう説明していますが、5 中 3 平均漁獲金額を基準としているため、受け取れる共済金は年々減少しています。その上で、TAC 管理を実施すれば、さらに漁獲金額は減ることから経済支援として機能しません。また、漁獲共済は魚種に限らず年間の総漁獲金額で計算されていますが、より強度の資源管理を行う場合は支援を拡充するなど、柔軟な支援策の検討をお願いします。

- ・天然トラフグの漁獲量が制限されれば、需要が養殖トラフグに置き換わる懸念があります。有名料理店でも天然と養殖を区別して提供する店は一握りで、天然が少なくなってもそれによる希少価値は見いだされず、養殖にマーケットが置き換わってしまう可能性があります。
- ・資源が回復した先に後継者がいなくなっていたり、販路が無くなったりすると、何のために管理したのか分からなくなってしまう。経営支援策の検討にあたっては、このような課題を踏まえて検討をお願いします。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

○ふぐ延縄漁業における現状の取り組み

（１）小型魚の再放流

- ・４県漁労長会議では平成１７年以前から、全長１５ｃｍ以下のトラフグの再放流を行っています。また、資源回復計画が策定された平成１７年度からは全長２５ｃｍ以下のトラフグを再放流しています。
- ・平成１７年度からは資源回復計画に則り、全長２５ｃｍ以下に再放流サイズを引き上げたものの、十分な資源の回復が見られないため、平成２４年度には福岡協議会独自の取り組みとして、再放流サイズを全長３０ｃｍ以下に引き上げています。さらに、平成２６年度以降は、１～３月に、全長３５ｃｍ以下のトラフグの再放流を実施し、より積極的な資源管理に取り組んでいます。
- ・これらの取り組みを受けて、平成２９年５月以降の九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針では、再放流サイズがこれまでの２５ｃｍ以下から３０ｃｍ以下に引き上げられています。

（２）操業日数の制限

- ・我々福岡県の延縄漁業者が主に利用するＢ海区では、浮縄は日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により３/２１から１１/３０までの禁漁。底縄は同じく委員会指示により４/１から８/３１までの禁漁期が定められていますが、自主的な規制によりさらに期間を延長し、３/２１から９/１９までの禁漁としています。
- ・また、出漁１回当たりの操業日数にも、最長４日間の制限を作り操業日数が増加しないように努めています。

（３）資源管理効果を高める種苗放流の実施

- ・福岡協議会では、トラフグ資源の維持・回復をはかるため、設立当初より４０年以上にわたり種苗放流を行っています。関係市町村及び福岡県と共同で毎年３０万尾以上のトラフグ種苗を放流しています。
- ・放流効果を高めるため、７０ｍｍの大型種苗の適地放流を行っています。
- ・資源管理や放流の効果を把握するため、県のトラフグ測定に協力し、さらに操業日誌を記帳するなど、積極的な情報の収集と提供に努めています。

（４）再生産に関する調査の実施

- ・国の研究機関が実施するトラフグ親魚標識再放流調査にも積極的に参加し、トラフグの産卵回遊の解明に協力しています。

○その他の漁業種における現状の取り組み

- ・トラフグの主漁場でない関門地区や有明海区においても、漁業者による自主

的な資源管理の取り組みを行っています。

(1) 関門地区

- ・釣り漁業においては、北九州地区釣漁業協議会の自主的な取り組みとして、漁期を46日間とする漁期制限、「天草釣り」漁具の禁止、1隻の釣人数を3名までとする乗員制限を定めています。また、産卵親魚保護のため雌魚の買い取り再放流を行っています。
- ・刺し網では、自主規制により5/1から3/31までを禁漁期間としています。
- ・小型底曳き網では、自主規制により4/16から5/30までの間は雌魚を再放流しています。

(2) 有明地区

- ・釣り漁業で、7/1から8/31までの禁漁期を自主的に定めています。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

○福岡県トラフグ漁業者

- ・ふぐ延縄漁業者（浮縄、底縄）
- ・釣り漁業者
- ・小型底曳き網漁業者
- ・定置網漁業者 他

○市場関係者、流通業者 等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・TAC管理を実施していく中で、様々な課題が生じると考えています。
- ・たとえば、当県では浮延縄を操業する際は漁場を占有することがないように、船団で一斉出漁・一斉帰港といった一斉操業を行っています。他にも、操業位置をくじ引きで決め、船団内で不公平感がないようにするなど、漁場利用について長年にわたり熟考され、今の形となっています。
- ・今回、TAC管理に移行すれば、漁獲量制限に伴い、漁業者は少しでも高く売る必要が出てきます。そうすると今までの取り組みは通用しなくなり、漁業調整問題に発展する可能性があります。日本EEZ内での日韓のはえ縄同士の操業調整の為の場として日韓のはえ縄漁業者当事者間協議がありますが、一斉操業が出来なくなればこの協議への影響も予想され、我々が主漁場とする日本EEZ内での外国漁船との漁場紛争が多発することが予想されます。
- ・また、前述しているように、過去に国の用意した支援策が活用できなかった歴史もあり、支援策については十分な議論が必要だと考えています。
- ・TAC管理になった後に出てくる課題を事前に各浜から出し合い、ステークホルダー会合では、これらの問題について前向きに検討できるようにして頂きたいと思います。
- ・他の魚種であったようにステップアップに乗って、具体的な話は走りながらという安易な考えではTAC管理に移行することはできません。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・漁業者、遊漁者、レジャー船、日本EEZ内で操業する外国漁船

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・漁獲規制となった場合、漁協経営、関連産業にも影響が出てきます。漁協経営や地域経済の持続性についてはどのように検討しているかお聞かせ下さい。
- ・資源の維持・回復のために行ってきた種苗放流は今後も継続したい気持ちはありますが、水揚げの減少により放流費用が負担になってきています。今後トラフグが TAC 管理下におかれ、さらに減収となることを考えると、種苗放流に対する経済的な支援は必須であると考えます。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	糸瀬 光信
所属又は職業等	長崎県延縄漁業協議会 副会長（上対馬町漁協所属）

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

上対馬町漁協は対馬の最北端に位置し、管内では3～10 tを主力船とする一本釣、曳縄、延縄漁業の他に、定置網漁業、中型旋網漁業、船外機船による採貝藻漁業が行われています。

私は、広域漁業調整委員会指示に基づく届出船として、永年にわたり長崎県沿岸海域でトラフグを対象とした延縄漁業を操業してきました。私が副会長を務める長崎県延縄漁業協議会では、当該系群の漁獲実績のある関係県の漁業者団体、行政・研究機関等で構成される「トラフグ広域資源管理検討会議」の参画機関であり、資源回復目標の達成に向けて、休漁、小型魚の再放流等の資源管理と併せて、資源培養措置として適地・適サイズの種苗放流に積極的に取り組んでいます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

とらふぐ延縄漁業については、広域漁業調整委員会指示に基づき漁獲報告が義務付けられているため、水揚げデータは全て県や九州漁業調整事務所に提出しています。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

ここ十数年の傾向として漁場が北上しており、長崎県沿海ではトラフグの漁場が形成されにくくなり、本県船の操業機会が著しく減少しています。私自身も令和2年度から3年連続で漁を見合わせており、外海域における長崎県の漁獲シェアは年々減少している一方で、他県の一部海域では豊漁が確認される等、海洋環境の変化により本県トラフグ漁業の実態は大きく様変わりしています。トラフグの資源評価において、このような環境の変化をどのように反映できているのか疑問が残ります。

国は資源評価に基づく厳しい管理目標を示す一方で、狭い九州北西海域の中でも一部地域では長崎県近海とは異なって豊漁状態にあるなど、評価結果に強い不信感を覚えます。また、最近は福島県沖や東京湾など、これまでトラフグを漁獲していなかった地域で大量に漁獲されており、日本海・東シナ海・瀬戸

内海系群と伊勢・三河湾系群だけでTAC管理を行う意義に疑問を覚えます。まずは、資源を利用する関係県間のこのような不公平感や資源評価結果の不信感を解消した上で、数量規制の根拠となる漁獲量の設定方法等の公平性が保たれるように御願います。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

提示されたシナリオでは、漁獲規制の影響は長期間に及び、生活をどのように成立させるか不安であり、漁獲規制により生活が成り立たなければ、新規就業者もいなくなってしまうことを心配しています。

また他のシナリオでは現状のままの努力量の方が漁獲量が維持できており、漁家経営を考慮した最善の選択肢とも考えられます。

これまでも永年、延縄漁業協議会として種苗放流や休漁等に取り組み、資源管理の重要性は理解していますが、漁業者が安定した生活が営まれる制度となるよう要望します。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

--

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

私が所属する長崎県延縄漁業協議会は「トラフグ広域資源管理検討会議」の参画機関として、資源回復目標の達成に向けて、休漁、小型魚の再放流等の資源管理と併せて、資源培養措置として適地・適サイズの種苗放流に積極的に取り組んでいます。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

漁業者の生活が成り立つことが大前提であるため、補償制度についても説明が必要と思います。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

説明会の開催時期が漁期に重なり、かつ、自費で開催場所に出張する必要があるなど、漁業者へもっと配慮して欲しいと思います。水産庁が自ら各浜を丁寧に関わり、漁業者への理解を促す必要があるのではないのでしょうか。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・対馬暖流・瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	浦丸 清廣
所属又は職業等	佐賀玄海漁協 鎮西町統括支所運営委員長

3. 御意見等

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

本県では、1993年をピークに漁獲量が右肩下がりである。近年は漁獲が見込めないため、他魚種を狙ったりすることも多い。
また、適地放流ということで、馬渡島で放流していたトラフグの一部を有明海で放流するなど努力を重ねているが、中々増えていないのが実態。
広域資源対象ということで、体調制限、禁漁場所や禁漁期の設定を行っているなかなか増加しないが、今後さらに制限が厳しくなると漁業者がいなくなる恐れがある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

現在、佐賀県の漁獲量ははえ縄が中心。
はえ縄の出荷については所属の漁協がとりまとめているため、数量は全て把握できている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

関係者間の不公平が生まれないようにするべきである。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

広域委員会指示における体長制限、禁漁場所、禁漁期の遵守。
資源管理計画に基づく休漁の実施。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	川崎 元春
所属又は職業等	西有家町漁協 組合員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

私が漁業を営む有明海には全国有数のトラフグ産卵場があり、回遊する親魚を対象に、伝統的な漁法であるひっかけ釣り（一本釣り）により漁獲している。私自身も永年にわたりトラフグ操業に従事しているが、わずか1ヶ月余りで年間の水揚げ量の25%、金額では40%を占めるなどトラフグ漁業が収入の大きな糧になっている。

近年、魚価安や燃油・餌（冷凍イカ）が高騰するなか、コロナウイルス感染拡大に伴うトラフグの消費落ち込みや単価の低迷によりトラフグ漁業は非常に厳しい状況にある。特に、環境の変化が原因と疑われる漁獲量の減少は深刻であり、漁場となっている有明海南部の湾口部という狭い範囲でも魚道や来遊時期の変化を実感している。資源管理の重要性は理解するが、環境変化による漁業への影響を解明することが最重要ではないかと考えている。

有明海はトラフグの産卵場所や稚魚の育成場としても重要であり、有明海沿岸漁協等が構成員である有明海栽培漁業推進協議会では、長年にわたり継続的な種苗放流を行ってトラフグ資源の維持・回復に努めており、胸ビレカットの放流魚が一定量の割合でみられるなどの効果もあり、組合の水揚げは以前の1トン程度がここ10年では2トン以上と倍増している。TAC導入においては、このような、これまでの地元が取り組んだ栽培漁業への貢献を踏まえた議論が必要である。

国は10年、20年先を見据えた資源管理の必要性を説いているが、漁獲量管理は漁業経営に直結することから、高齢化が進む過疎地域においては当面の生活の糧を奪われる懸念が強い。そのため、漁獲量を制限する前に、新たな資源管理制度に対応した新たな補償制度等の創設が必要であると考えます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

西有家漁協においては10隻ほどがひっかけ釣りに従事しているが、そのすべてが漁協水揚げであるため、漁協が一元化して漁獲状況を把握できている。一方、今後、TAC管理が導入された場合は漁協を通さない横流し（未報告流通）の

横行が心配されることから、あらかじめ対策を検討する必要がある。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

水研機構が示したシナリオのうち、上限下限ルールは資源回復に要する期間が長いため、高齢者が多い有明海沿海においては受け入れ難いものと考えられ、むしろ現状の努力量でのシナリオの方が漁獲量が維持できており、これからも生活が営める最良の選択肢と考えられる。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

トラブグは一本釣り、延縄、底曳網などで漁獲されるが、能率漁法である延縄、底曳網と一本釣りを同列で扱うことに違和感がある。有明海の本一本釣り漁業は40日程度と漁期が短いことに加え、産卵メスの釣獲は稀であることから、産卵親魚を保護する漁法でもある。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

有明海沿海では永年にわたって種苗放流に取り組んでおり、私も水産試験場が取り組む各種調査にも積極的に協力するなかで、その効果を実感している。一本釣りは、産卵期のメスは餌や仕掛けへの反応が薄いことから、メスの釣獲が稀な漁法であり、資源に与える影響は比較的小さいと思われるがこのような漁獲特性を考慮した資源管理の検討も必要である。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

当該資源は東シナ海に広く分布しており、他国の漁獲や大中まき網や底びき網といった大臣管理漁業による漁獲状況を把握する必要がある。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

漁獲規制に見合った補償制度についての説明が不可欠。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	澤田 唯二
所属又は職業等	天草漁業協同組合 理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

・トラフグは遊漁による採捕の影響が大きいと考えられる。資源管理による資源回復を目指すのであれば、遊漁者への漁獲数量規制も必要と考える。
・また、漁業者は既に採捕サイズ規制や種苗放流等の資源管理を行っており、遊漁者への数量規制を設けない資源管理案は受け入れられない。
・現状の資源評価や将来予測には水温等の環境要因が勘案されておらず、資源評価や目標設定値に疑問がある。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・ほとんどが漁協出荷分であるため、その漁獲量は漁協で把握している。
・ただし、主要漁業種類である一本釣り漁業は自由漁業であるため、トラフグの市場外流通の把握は困難。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・漁獲量の減少要因が分からない中で、漁業者に漁獲制限を設けることで本当に資源量が回復するか疑問である。
・水温変動により回遊ルートや産卵パターン等が変化している可能性があるため、資源評価には水温変動等の影響を考慮するべき。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・目標管理基準値案を達成するためには、漁獲枠を大幅に削減する試算となっている。この削減量であれば、漁家経営が成り立たないので、激変緩和措置（上限下限ルールを導入等）が必要になる。
・漁獲シナリオの採択にあたっては、まずは遊漁による採捕の実態を調査し、遊漁への規制も含めたシナリオを示していただきたい。
・放流魚の再捕相当量については、放流事業の効果を維持するためにも、別枠扱いとするなど、考慮するべきである。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・遊漁が資源に与える影響も大きいと考えられるため、遊漁も一様に数量管理に取り組むべき。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・再放流（資源管理計画：雌及び小型魚（0.8kg以下）の再放流）
- ・禁漁（資源管理計画：一部海域での禁漁期間の設定）
- ・種苗放流

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・県内全域の一本釣り漁業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・漁業者にも分かるように資源評価結果がなぜ過漁獲と判断されたのか、分かりやすく説明していただきたい。
- ・遊漁者による漁獲が考慮されていないことを説明の上、漁業者のみの資源管理のみで適切な資源管理ができるのか、議論する必要がある。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・漁業種類は一本釣り漁業
- ・遊漁による採捕についての管理も検討していただきたい。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・漁業者の生活に多大な影響を与える数量管理を説明する際は、数量管理のメリットやデメリットを具体的に示し、数量管理の必要性を理解してもらうよう説明していただきたい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

2. 参考人

氏 名	新田 司
所属又は職業等	天草漁業協同組合 理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

・資源評価結果に基づく資源管理を導入した場合、大幅に漁獲量を削減する必要があり、経営が成り立たない。10年後の資源量回復を目指しても、その頃にはトラフグを漁獲する漁業者がいない可能性がある。このため、経営に対する支援や数量管理の緩和等を検討すべき。

・遊漁者による影響が大きいと考えられるため、漁業者だけでなく、遊漁も規制の対象に含めるべき。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・漁獲量の大部分は漁協で把握しているが、市場外流通は把握していない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・資源評価には遊漁による採捕が勘案されていないため、親魚量を過小評価しているのではないか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・漁獲シナリオの選択時には、休業補償等の影響緩和措置も合わせて議論する必要がある。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

・数量管理が導入された場合、漁協が実施している種苗放流の資金が不足する可能性があるため、代わりに国が放流事業を実施するなどの対応策も協議するべき。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・再放流（資源管理計画：雌及び小型魚（0.8kg 以下）の再放流）
- ・禁漁（資源管理計画：一部海域での禁漁期間の設定）
- ・種苗放流

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・県内全域の一本釣り漁業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・資源評価や目標管理基準値等の説明について、漁業者が理解できるように分かりやすい説明に努めていただきたい。
- ・漁業者の生活に多大な影響を与える数量管理を説明する際は、数量管理のメリットやデメリットを具体的に示し、数量管理の必要性を理解してもらうよう説明していただきたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・漁業種類は一本釣り漁業

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）